

平成21年度

東大阪市・大東市清掃センター
一般会計歳入歳出決算等審査意見書

大東市監査委員

1 審査の理由

東大阪市・大東市清掃センター（以下「センター」という。）は、昭和 49 年にし尿処理施設の設置および管理に関する事務の共同処理を目的として設置された一部事務組合であるが、平成 22 年 3 月に設置目的が終了したとして解散された。

解散後の処理については地方自治法施行令第 5 条が準用され、旧組合の管理者である東大阪市長が決算を行い、各構成団体ではこの決算を監査委員の審査を経て議会の認定に付することと定められている。

本件はこのような理由により決算審査を行ったものである。

2 審査の対象

- ・平成 21 年度東大阪市・大東市清掃センター一般会計歳入歳出決算書
- ・平成 21 年度東大阪市・大東市清掃センター一般会計歳入歳出決算事項別明細書
- ・東大阪市・大東市清掃センター実質収支に関する調書
- ・東大阪市・大東市清掃センター財産に関する調書

3 審査の期間

平成 22 年 6 月 29 日から 8 月 2 日

4 審査の方法

審査に付された決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書が地方自治法その他の諸規定に従い作成されているか確認し、計数も関係書類と符号するか照合した。また本市の担当部署から必要に応じて事情を聴取した。

5 審査の結果

審査に付された決算書、実質収支に関する調書、決算事項別明細書、財産に関する調書は、地方自治法その他の諸規定に従い作成されていること、決算の計数についても関係諸帳簿、証拠書類と符号して正確であることを認めた。

決算の概要については、以下のとおりである。

(凡 例)

- 1 文中及び各表中の金額は、原則として千円単位で表示し、単位未満を四捨五入して表示している。
- 2 文中及び各表中の比率は、小数点以下第 2 位を四捨五入し第 1 位まで表示している。
- 3 文中に用いるポイントとは、パーセンテージ間又は指数間の差引数値である。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0 又は 0.0」・・・・・・・・・・当該数値はあるが、単位未満のもの
 - 「 — 」・・・・・・・・・・比較不能、不要のもの又は該当数値のないもの
 - 「 皆 増 」・・・・・・・・・・前年度に該当数値がなく全額増加したもの
 - 「 皆 減 」・・・・・・・・・・当年度に該当数値がなく全額減少したもの
- 5 千円単位で表示されている金額については四捨五入を行っているが、端数調整の関係上、決算書の数値と一致しない場合があり、構成比率の数値についても調整している部分がある。

1 決算概要

(1) 実質収支

センターの平成21年度決算は、平成22年3月31日の一部事務組合の解散を前提とした決算であるため、例年とは異なる点がみられた。

まず第1表のとおり、実質収支額は3億51百万円と例年に比べて大きな額になっている。

これは歳入で予算に従って東大阪市と大東市から負担金を収入する一方、歳出ではセンターが平成22年3月に解散され、平成22年4月～5月の出納整理期間がなくなり、新田事業所し尿処理施設解体撤去工事竣工金の支払い等が未了となっていることが大きな要因である。

未払金等の支払いは、旧管理者である東大阪市に引き継がれている。

このような処理は、大東市と東大阪市の間で締結された「事務の承継に関する協定書」に従ったものである。即ち、旧管理者の東大阪市がセンターの未払い金等の処理を全て引き継ぎ、東大阪市が歳計剰余金（歳入歳出差引残額 351,715 千円）を以てこれに充て、全ての支払いが終わった後に大東市に精算還付を行う、とされているためである。

第1表 決算収支比較

(単位:千円)

区 分	平成21年度	平成20年度	平成19年度
歳入総額 a	1,054,057	796,769	892,718
歳出総額 b	702,342	741,702	843,581
歳入歳出差引額 c=a-b	351,715	55,067	49,137
翌年度へ繰り越すべき財源 d	-	-	-
実質収支額 c-d	351,715	55,067	49,137

(2) 歳入

センターの歳入は、構成市である東大阪市と大東市からの負担金が主なものである。第2表のとおり、平成21年度は東大阪市から621,312千円、大東市から376,539千円、両市を合わせて997,851千円の分担金を収入している。

諸収入1,139千円の主たる内容は、工事請負業者が使用した水道の実費弁償金924千円である。

繰越金55,067千円は、前年度の平成20年度決算による剰余金であり、平成21年度に歳出の総務費から東大阪市に34,328千円、大東市に20,739千円の同額が還付されている。

第2表 歳入決算の状況

(単位:千円)

区 分	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率 %
負担金及び分担金	997,851	997,851	997,851		100.0
財産収入	1				—
諸収入	2	1,139	1,139		100.0
繰越金	55,068	55,067	55,067		100.0
合 計	1,052,922	1,054,057	1,054,057		100.0

歳入決算額の前年度比較では、分担金が253,660千円(対前年度34.1%)増加している。内訳は東大阪市分で96,271千円の増加、大東市分で157,389千円が増加している。

増加の理由は、新田事業所し尿処理施設解体撤去工事に必要な負担金を予算措置したこと、ならびに平成18年3月に直投施設の建設財源として発行した466,500千円の起債の元金償還が始まったことにより、公債費に充てる負担金が増加したためである。

第3表 歳入決算額の前年度比較

(単位：千円)

区 分	平成21年度	平成20年度	差引増減	増減率 %
負担金及び分担金	997,851	744,191	253,660	34.1
諸収入	1,139	3,441	△ 2,302	△ 66.9
繰越金	55,067	49,137	5,930	12.1
合 計	1,054,057	796,769	257,288	32.3

(3) 歳出

第4表のとおり、平成21年度の歳出決算は予算と決算に大きな差がみられる。

具体的には業務費において、新田事業所のし尿処理施設解体撤去工事で工事費の未払い額と不用額が生じている。しかし実質収支の項でも述べたとおり、センターの解散が決定された特殊な年度であり、出納整理期間が設定できないことや、債権債務の処理を引き継ぐ旧管理者の東大阪市に相当の歳計剰余金を承継させる必要があったことなどから、決算年度の歳出処理としては適正であると判断する。

第4表 歳出決算の状況

(単位：千円)

区 分	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率 %
議会費	1,755	1,543	-	212	87.9
総務費	127,162	119,965	-	7,197	94.3
業務費	821,904	480,733	-	341,171	58.5
公債費	100,101	100,101	-	0	100.0
予備費	2,000	0	-	2,000	0.0
合 計	1,052,922	702,342	-	350,580	66.7

次に第 5 表のとおり、歳出予算の対前年度比較で業務費が減少し、公債費が増加している。業務費が減少した理由は、職員数の減による人件費の減少であり、また公債費が増加した理由は分担金の項でも述べたとおり、平成 18 年 3 月に直投施設の建設財源として発行した 466,500 千円の起債の元金償還が始まったことによるものである。

第 5 表 歳出決算の対前年度比較

(単位：千円)

区 分	平成21年度	平成20年度	増減額	増減率 %
議会費	1,543	1,237	306	24.7
総務費	119,965	132,224	△ 12,259	△ 9.3
業務費	480,733	585,714	△ 104,981	△ 17.9
公債費	100,101	22,527	77,574	344.4
合 計	702,342	741,702	△ 39,360	△ 5.3

(4) 財産

センター決算書の「財産に関する調書」の中で、建物、工作物、物品について減少がみられる。

建物については、新田事業所の施設撤去により新田事業所施設と同事業所内にある事務局の建物が皆減したものである。

工作物や物品についても同様に、新田事業所にあつたし尿受入施設、し尿処理水槽、焼却設備、汚泥ホッパー、脱臭装置、脱水装置、ガス脱硫装置、余剰ガス燃焼装置、ボイラー設備、電気設備、タンク等の工作物や計量器等の物品が減少したものであつた。

2 むすび

東大阪市・大東市清掃センターは、昭和49年8月の設立以来、東大阪市と大東市のし尿処理に多大な貢献を行い、本年3月に36年に及ぶ歴史の幕を閉じた。

この間の新田事業所の成果は、本市市民とりわけ地元住民の理解と協力なくしては得られなかったものであり、感謝に堪えない。

今後については、本市と東大阪市との間で新田事業所の跡地についての譲渡の協議が進み、市民全体にとって有効な活用が行われることを望むものである。

大東監第 37 号
平成 22 年 8 月 20 日

大東市長 岡本 日出士 様

大東市監査委員

乗 本 良 一

寺 坂 修 一

平成 21 年度東大阪市・大東市清掃センター
一般会計決算等審査意見書の提出について

地方自治法第 292 条において準用される同法第 233 条第 2 項および同法施行令第 5 条第 2 項、第 3 項の規定に基づき審査に付された平成 21 年度東大阪市・大東市清掃センター一般会計歳入歳出決算等に対する審査結果の意見を、次のとおり提出する。

印刷物番号

22-30